



消費生活センターからのお知らせ

消費生活センター 情報コーナー(区民センター3階)のご案内

情報コーナーでは、消費生活に関する新聞・雑誌・図書・DVDを用意しています。雑誌(最新号を除く)と図書・DVDは貸し出しもいたします。



新着図書のご案内

新着図書の一部をご紹介します。

- ・カイジ「命より重い!」お金の話 (木暮太一著)
- ・池上彰の「ニュース、そこからですか!？」 (池上彰著)
- ・お母さんのための子供のデジタルマナーとしつけ (中元千鶴著)
- ・日本一親切な老前整理 一老後になったら、では手遅れです! (坂岡洋子著)
- ・悪徳商法わざと引っかかってみました (多田文明著)
- ・あな吉さんの「ゆる家事」レッスンーラクしてハッピー! (浅倉ユキ著)
- ・家族の命をつなぐ 安心!保存食マニュアル (黒田民子著)
- ・生死を分けるトイレの話 一災害時のトイレ問題とその解決策 (上幸雄著)



はい 消費者相談です

健康食品などの 送りつけ商法にご注意ください!

Q 突然知らない事業者から、「注文を受けた健康食品を代引きで送る。」と電話がかかってきた。「注文した覚えがない。」と断ると、「注文の電話の録音がある。断るなら裁判を起す。」「もう発注したのでキャンセル出来ない。」などと何度も強い口調で言われた。どうすれば良いか。

A 最近、高齢者を狙った、健康食品や生鮮食品など送りつけの被害が非常に増えています。注文した覚えがなければ、きっぱりと断ってください。

商品が届いても、「受け取り拒否します!」と言って、代金を支払わないことです。電話での勧誘を断りきれずに承諾し、商品が届いても、消費者は法律(特定商取引法)で定められた書面を事業者から受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で契約を解除(クーリング・オフ)できます。8日を過ぎても解約できる場合もありますので困ったことがあれば、すぐに消費生活センターへご相談ください。



めぐにゃんからの アドバイス

「家族の誰かが注文したのかも…」と誤解して商品を受け取り、代金を払ってしまうと、返金が難しくなります。家族に確認するまで受け取りを一旦保留し、宅配業者に持ち帰ってもらい、確認後あらためて連絡を入れるようにしましょう。

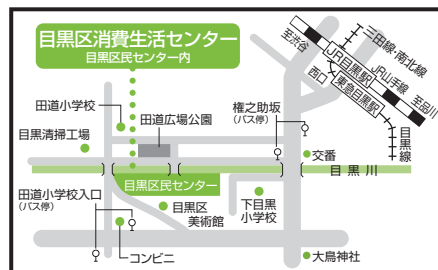
商品が届いた場合は、念のため、事業者名・住所・電話番号などを控え、不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



シグナル80号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

発行 目黒区消費生活センター
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297



目黒区 消費生活

検索

メールマガジンを配信しています。